

第2 自然公園の保護と利用

< 公園施設の整備を推進 >

1 自然公園の現況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、国民が自然公園を快適に利用できるよう必要な施設を整備し、国民の保健・休養及び教化に役立てることを目的として、国土のうち優れた自然の景観区域を選び指定されたものである。

自然公園には、国を代表する傑出した自然の風景である「国立公園」、これに準ずる「国定公園」、その地方を代表する優れた自然の風景地である「都道府県立自然公園」とがある。

現在本県内には水郷筑波国定公園と9箇所の県立自然公園が指定されており、面積は90,259haと県土面積の14.8%を占めている。

これらの自然公園は県内でも特に良好な自然環境を形成している地域であるため、適切な保護を図るとともに、近年の県民の自然とふれあう気運の高まりに伴う利用者の増加に対応するため、遊歩道・園地等の自然とふれあう際に必要な利用施設の整備に努めている。

2 自然公園の保護と利用

(1) 自然公園の規制

自然公園の風致景観を保護するため、自然公園には各々保護管理計画が定められており、公園区域や特別保護地域、特別地域、普通地域の区分等を定めている。

自然公園区域内で工作物の新築、土地の形状変更等所定の行為を行う場合、特別地域では知事の許可が、普通地域では届出が必要である。

最近5年間の特別地域内の許可等の件数は第2-1-1表、10年度の各自然公園別の許可等の件数は第2-1-2表のとおりである。

(2) 現地管理体制

自然公園の現地管理体制の強化を図り、併せて利用者の案内指導を行うため、国定公園管理員2名、県立自然公園指導員40名を配置し、区域内のパトロール等を実施している。また環境庁では全国の国立・国定公園の適正な管理を行うため、自然公園指導員を委嘱しており、本県では50名が委嘱されている。

さらに、保護管理の適正を期すため、自然公園を対象として採取等を規制すべき植物（指定植物）を指定しているほか、公園区域内に規制板・案内板等を設置するとともに、自然公園ごとに設けた保護管理協議会等の協力のもとに美化清掃にも努めている。

(3) 自然公園の施設整備と利用の促進

自然公園の適正な利用を図るため、各々の自然公園には保護計画とともに利用計画が定められている。これに基づき利用のために必要な施設の効果的な配置・整備に努めており、現在までに園地、野営場、公衆トイレ、駐車場等の基幹的施設の整備を進めてきた。

10年度は、水郷筑波国定公園整備事業としてつくば市筑波地内において歩道整備を行うとともに、過去に整備した公園施設の補修工事を実施した。また、県立自然公園内で大宮町が行う利用施設等の整備に対し県費補助を行った。

また各自然公園の区域、規制内容、利用案内等を解説した自然公園案内リフレット及び自然探勝に適している歩道を選定し、紹介したモデル自然探勝路案内リフレットの作成を順次進めている。

(4) 水郷筑波国定公園計画の再検討

昭和44年に指定された本県唯一の国定公園である水郷筑波国定公園は、昭和57年、63年の計画改定以来現在に至っている。

10年度は、水郷筑波国定公園（筑波地域）の公園計画の見直しを行い、近年の多様なレクリエーション需要の高まりに対応した適正な利用を図るため、つくば市白井地区に利用計画の追加を行った。